東京農業大学校友会兵庫県支部会則

- 1 名 称 この会は、東京農業大学校友会兵庫県支部という。
- 2 目 的 この会は、校友会本部・東京農業大学及び他府県支部との連絡を図り、会員相互の親睦・交流を厚くし、会員の社会活動及び東京農業大学の発展に寄与することを目的とする。
- 3 事務所 この会の事務所は、幹事長宅に置く。
- 4 会 員 この会の会員は、正会員及び準会員とする。
 - (1) 正会員とは、兵庫県に居住する東京農業大学を卒業または終了した者をい う。但し、他府県に在住する者で、兵庫県支部に入会希望するときは、こ の限りでない。
 - (2) 準会員とは、兵庫県出身の東京農業大学の学生をいう。
- 5 役 員 この会に次の役員をおき、任期は3年とし、支部総会で選出する。
 - (1) 支部長 1名
 - (2) 副支部長 2名
 - (3) 幹事長 1名
 - (4) 幹事長代行 1名
 - (5) 常任幹事及び幹事 若干名
 - (6) 監査 2名
 - (7) 顧問 若干名
 - (8) 参与 若干名
- 6 役員の任務 役員の任務は、次のとおりとする。
 - (1) 支部長は会務を統括し、この会を統括する。
 - (2) 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときには、支部長の職務を代行する。
 - (3) 幹事長は、校友会本部・東京農業大学及び他府県支部との連絡を担当する。
 - (4) 幹事は会務を代行する。幹事の内若干名の常任幹事をおくものとする。
 - (5) 監査は会務の執行状況を監査する。
 - (6) 顧問及び参与は、支部長の諮問に応じるものとする。
- 7 事 業 会議は総会・役員会及び分科会とする。
 - (1) 総会は原則として毎年1回開催する。
 - (2) 役員会は必要に応じて開催する。
 - (3) 分科会は職域部会・地域部会で開催する。
 - (4) 会議の議事は出席会員の過半数で決定する。
 - (5) 校友会通常総会・全国支部長会議・ブロック支部長会議・教育後援会の 地方講演会・関西地区就職懇談会などに出席する。
 - (6) 学生の課外活動を応援する。
 - (7) その他
- 8 会 費
 - (1) 正会員は会費として、年2,000円を納める。 納付方法は郵便振替(加入者・東京農業大学校友会兵庫県支部・口座 番号・01190-5-52678へ)、又は現金による。
 - (2) 総会・分科会等の会費は必要に応じて徴収する。
- 9 会計年度 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。

施行 昭和 49 年 4 月 1 日 改訂 平成 3 年 9 月 28 日 改訂 平成 4 年 7 月 18 日 改訂 平成 8 年 7 月 25 日 改訂 平成 20 年 6 月 22 日 改訂 令和 2 年 6 月 28 日